

第6節 仮置場

災害時には、片付けごみや家屋解体がれきなどの災害廃棄物が大量に排出される。ただし、これらの災害廃棄物を一時的に大量に処理施設へ搬入しても、処理が困難となる場合や処理施設に向かう搬入路が寸断されて通行が困難である場合等が考えられ、暫定的に積み置きできる仮置場を確保することが必要となる。

そのため、仮置場候補地を選定しておき、災害発生時には被災状況に応じた仮置場を速やかに開設できるようにしておく。

参考：過去の水害における被災日と最初に仮置場が設置された日の関係

水害の場合、災害発生直後からすぐに生活圏外に土砂混じりの災害廃棄物が排出され、道路上に廃棄物が散乱する事例も発生していることから、速やかな仮置場等の設置が特に重要である。

災害名称	発災した日	最初に仮置場が設置された日
令和元年台風19号災害（長野市）	令和元年10月12日	令和元年10月14日
令和元年台風19号災害（陸前大田市）	令和元年10月12日	令和元年10月14日
平成30年7月豪雨（倉敷市）	平成30年7月7日	平成30年7月9日
平成30年7月豪雨（呉市）	平成30年7月8日	平成30年7月11日
平成27年9月関東・東北豪雨（常総市）	平成27年9月10日	平成27年9月11日
平成26年8月豪雨（広島市）	平成26年8月20日	平成26年8月20日

出典：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課災害廃棄物対策チーム（災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～、平成28年3月31日）を基に最新の事例を追記

1 仮置場の分類

仮置場は用途に応じて「一次仮置場」「二次仮置場」に分類する。設置する仮置場の分類と設置期間は表3-11、仮置場の運用フローは図3-8のとおりである。ただし、二次仮置場については被害規模などを勘案し、必要に応じて設置する。

また、被災した自治体では被災家屋から大量の片付けごみが道路上に排出されたため、緊急車両通行の妨げとなり、復旧に支障をきたした事例もあることから、生活環境の確保や緊急車両等の通行を確保するために、やむを得ない場合においては近隣集積所を設置する。

第3章 災害廃棄物処理

表 3-1-1 仮置場の分類と設置期間

名称	定義	設置期間
近隣集積所	被災者の生活環境と安全の確保や道路脇等への散乱防止のため、仮に集積しておく場所	初期期（発災直後）から必要。（発災～数か月） ※町外等からの「なりすましごみ」被害も多く、一次仮置場の開設に合わせて早期に閉鎖することが望ましい。
一次仮置場	処理前の災害廃棄物を一定期間、分別・保管し、処理施設へ搬出する場所	発災後速やかに必要。（発災～3年程度） ※災害廃棄物発生量や処理完了までの期間を十分考慮して設置の有無を検討することが望ましい。
二次仮置場	災害廃棄物の破碎・焼却処理等を行う為に仮設の中間処理施設を設置する場所	発災から一定期間経過後に必要。（発災後数か月～3年程度） ※災害廃棄物発生量や処理完了までの期間を十分考慮して設置の有無を検討することが望ましい。

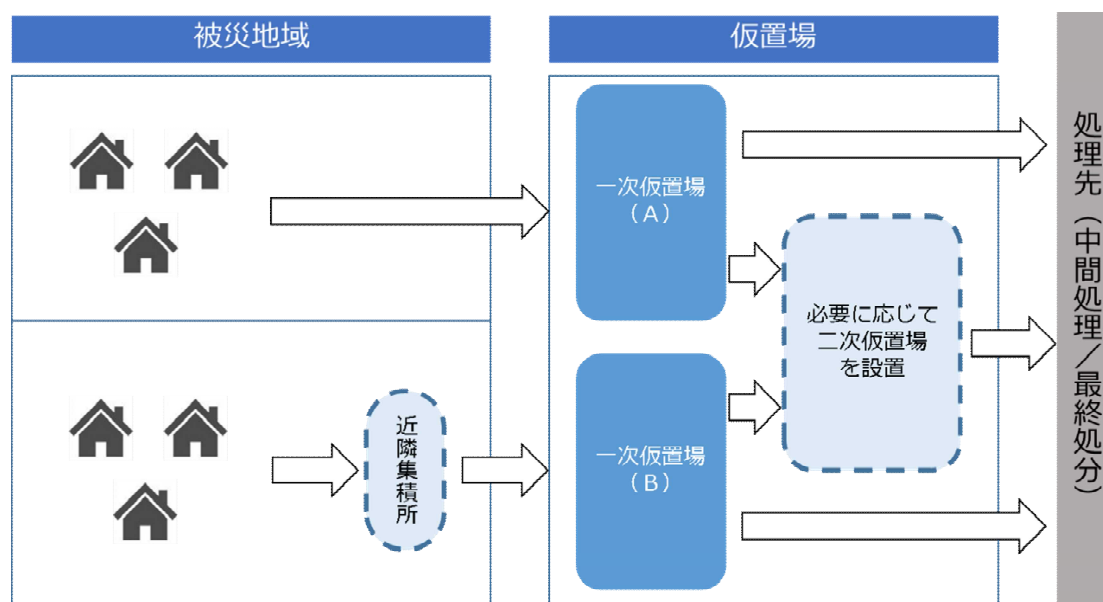


図 3-8 仮置場の運用フロー



出典：環境省災害廃棄物対策フォトチャンネル

(http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/h30_suigai/search/)

図 3-9 平成30年7月西日本豪雨における仮置場の状況

2 仮置場候補地の選定

災害の種類や規模、被災エリアを考慮し、災害発生後速やかに一次仮置場を開設し、住民からの受入体制を構築する。

一次仮置場の選定に当たっては、有効面積や搬入出口の形状など、表3-12の選定条件を踏まえて、事前に使用可能な仮置場候補地を選定する。

なお、二次仮置場の設置が必要な場合においては、被災状況や周辺環境への影響、運搬効率など総合的に判断し、必要に応じて有識者等の意見を踏まえて選定する。

表 3-12 一次仮置場候補地の選定条件

No.	項目	選定条件
1	立地条件 (周辺環境含む)	河川敷、ハザードマップ等での危険箇所は避けているか。 周辺に住宅地や病院がないか。
2	前面道路幅	大型車が通行可能か。(およそ7m以上)
3	所有者	本町の所有か。
4	面積	10,000m ² 以上確保できるか。
5	搬入出口の形状	大型車が通行できる幅か。
6	輸送ルート	高速道路 I C や幹線道路までのアクセスが容易か。
7	土地の形状	平坦地で変則地形の形状か。障害物がないか。
8	土地の基盤整備 状況	舗装されているか。敷鉄板等が設置可能な場所か。
9	設備 (水の確保等) の設置 状況	水・電気を確保できるか。
10	地域防災計画等の位置 づけ有無	仮設住宅建設予定地や自衛隊基地等に指定されているか。

参考：水害における仮置場候補地の注意点

水害では河川の増水により河川敷公園が浸水し、水が引くまで1週間程度を要した事例もあることから、災害発生直後に浸水が懸念される候補地は選定できないことに留意する。

第3章 災害廃棄物処理

3 仮置場の設置

仮置場候補地等から必要面積や被災状況を踏まえて利用可能な仮置場を決定し、仮置場を設置した状況を関係機関と共有する。また、仮置場が不足する場合、県有地や国有地等の情報提供を関係機関に要請する。仮置場整備に関しては、必要に応じて県より助言・情報提供を受けることとする。

表 3-13 仮置場設置に係る留意事項

項目	留意事項
設置準備	<ul style="list-style-type: none">・仮置場候補地の被災状況を確認の上、候補地等から開設する仮置場を決定・土地所有者と調整・手続きの実施・周辺住民（地元自治会等）への説明等・必要な法令等の手続の確認・実施・（必要な場合）搬入出経路等の整備・土壌汚染対策の実施・搬入口での搬入物及び搬入許可証などの確認体制、場内での指示体制の確立

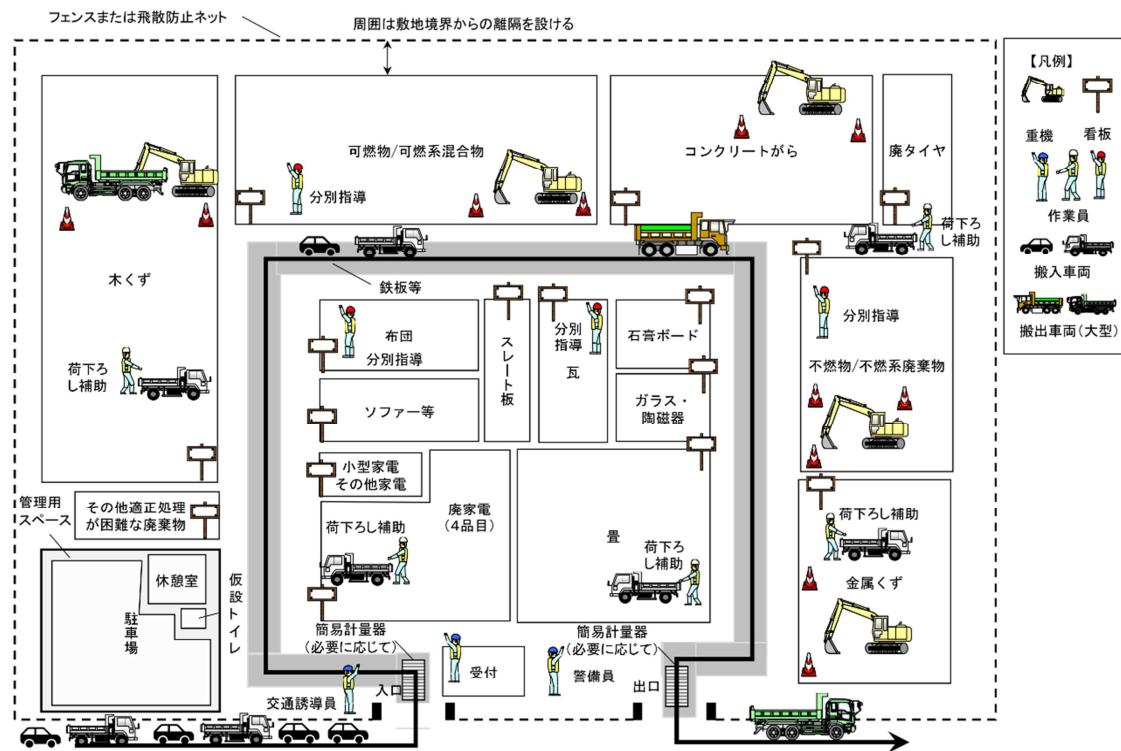
出典：兵庫県災害廃棄物処理計画を基に作成

4 仮置場のレイアウト

仮置場は、分別の推進と作業の安全を考慮し、区画や搬入路、人員の配置等を設定する。仮置場内の配置等は、表 3-14 の点を考慮して設定する。

表 3-14 仮置場のレイアウト検討に係る留意事項

項目	留意事項
レイアウト 検討	<ul style="list-style-type: none">・搬入路は原則として一方通行とし、分岐や合流はないことが望ましい。・出入口には誘導員を配置し、事故防止に努める。・仮置場内の搬入・通行路は、大型車が走行できるように整備する。・区画ごとの分別区分を示す配置図や看板を設置する。・火災防止のため、区画間の離隔は2m以上とし、積み上げ高さは5m以下とする。・汚水の発生等が懸念される場合は、遮水シートを設置するなどによって汚染防止を行う。・不法投棄や資源物の盗難防止のため、敷地境界には仮囲いを設けるとともに、夜間等無人となる場合は施錠する。



出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 18-3】(環境省、令和5年1月)

図 3-10 一次仮置場レイアウトイメージ

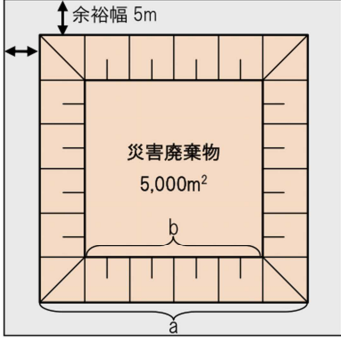
4 一次仮置場必要面積の推計方法

仮置場必要面積については、作業スペースや積み上げ高さを考慮して、図3-11の推計方法により算出する。

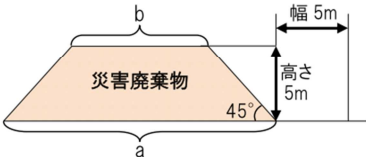
●推計方法

仮置場必要面積 = (a + ①余裕幅)²

①余裕幅 : 5m	②仮置き量 : $(a^2 + b^2) \times 1 / 2 \times \text{高さ}$
③仮置場高さ : 5m	④法面勾配 : 1 : 1.0
⑤災害廃棄物等の見かけ比重 : 1.0 t / m³	



平面図



横断面図

試算方法をわかりやすく示すため1箇所に集積する図としているが、実際には品目ごとに分けて集積することとなる。

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技18-2】（環境省、平成31年4月）

図 3-11 一次仮置場必要面積の推計方法

5 想定される災害時の一次仮置場必要面積

4の推計方法を用いて、山崎断層帯（主部南東部・草谷断層）地震の仮置場必要面積を223,629m²と推計した。

6 仮置場の管理・運営

仮置場を設置した場合は、速やかに必要な機材や人員を確保し、周辺環境や安全に十分配慮しながら災害廃棄物の受入や搬出などスムーズな運営を行う。

(1) 必要資機材の確保

仮置場の運営に必要な資機材は、表3-15のとおりである。平常時から関係機関・業界団体と災害支援・応援に係る協定を締結し、必要資機材の手配方法を定めるとともに、本町が保有する資機材について保管場所を記載した一覧表を作成し、定期的に保管状況の確認を行う。

表 3-15 仮置場の必要資機材

区分	主な機材リスト	用途	必須	必要に応じて
設置	敷鉄板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		○
	出入口ゲート、チェーン、南京錠	保安対策（進入防止）、不法投棄・盗難等の防止	○	
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○	
	コーン標識、ロープ	仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策		○
	受付	搬入受付	○	
処理	フォーク付のバックホウ等	災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、搬出車両の積み込み	○	
	移動式破碎機	災害廃棄物の破碎		○
	運搬車両（パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ車、アームロール車等）	災害廃棄物の搬入・搬出	○	
作業員	保護マスク、保護めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓	安全対策、アスベスト吸引防止	○	
	休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ	職員のための休憩スペース、トイレ		○
	クーラーボックス	職員の休憩時の飲料水の保管		○
管理	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		○
	シート	土壌汚染の防止、飛散防止		○
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮		○
	飛散防止ネット	飛散防止		○
	防塵ネット	粉じんの飛散防止		○
	タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車	粉じんの飛散防止		○
	発電機	電灯や投光機、水噴霧のための電力確保、職員のための休憩スペースでの使用		○
	消臭剤	臭気対策		○
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策		○
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽	火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定）		○
掃除用具	仮置場とその周辺の掃除（美観の保全）		○	

出典：災害廃棄物対策指針【技 17-1】（環境省、令和5年1月）

(2) 仮置場の管理人員の確保

仮置場への便乗ごみの搬入や不法投棄防止のため、必要な人員を迅速に配置する。

また、過去に被災地では、仮置場の周辺において搬入車両の渋滞が問題となっていることから、車両誘導・交通整理の人員などを配置し、スムーズな搬入出が行える体制を整える。

必要な人員は、全庁的に職員を導入するほか、協定に基づく支援、ボランティアや他市町の応援職員などにより確保し、常時複数人が作業に従事できる体制を構築する。

(3) 搬入・搬出管理

仮置場へ搬入する車両に関して、受付で搬入台数のカウント、搬入車や搬入物の確認を行い、便乗ごみや他市町からの搬入防止を徹底する。また、災害廃棄物の種別や搬入量を管理するため、搬入車両の荷台の写真撮影を行う。

仮置場からの搬出に当たっては、搬出車両の台数と積込容量の確認を行い、写真撮影や確認結果を記録する。また、仮置場内にトラックスケール等を設置して、搬出量を計量し、処分量の把握を行う。

参考：災害廃棄物処理業務に従事した自治体担当者へのヒアリング結果

- ・ 受付では、搬入する住民に車番や搬入物の種別など必要事項を記載してもらおうと作業に時間がかかり、周辺道路の渋滞を引き起こす原因にもなるため、受付員が記録や写真撮影を行っている。
- ・ 仮置場の管理・運営を委託する場合には、災害等廃棄物処理事業費補助金算出の根拠のため、必ず受託者に日報や搬入出車両台数や数量の記録を徹底させる。

(4) 留意事項

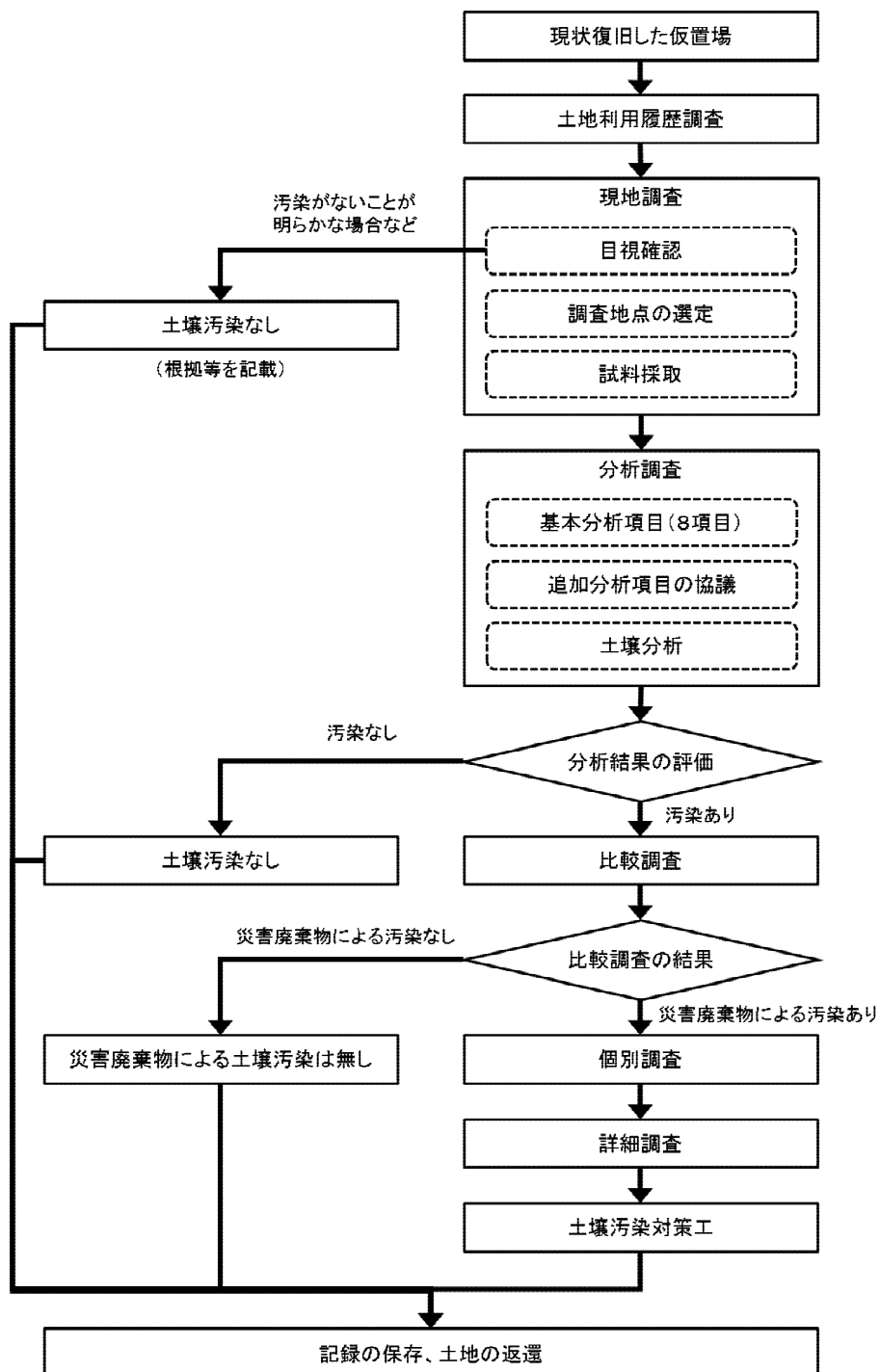
仮置場の管理・運営に当たっての留意事項は、表3-16のとおりである。災害発生後は、仮置場の周辺状況等に応じて環境保全対策や安全対策を行う。

表 3-16 仮置場の管理・運営に当たって留意する事項

環境リスク対策	低騒音型重機使用による騒音対策、飛散防止ネットや散水による大気汚染防止対策、消石灰・消毒剤等散布による臭気対策等を実施する。
火災防止対策	仮置場に積み上げる可燃性廃棄物は、高さ5m以下、一山当たりの設置面積を200m ² 以下にする。 積み上げる山と山との離間距離は2m以下とする。
災害廃棄物の分別	被災者の負担軽減を考慮しつつ、可能な範囲で分別を行う。 被災者やボランティア等と連携を図り、災害廃棄物早見表を配布して作業を行う。
仮置場の安全管理	安全靴、肌の露出を避ける服装、マスク、ヘルメット、手袋を着用する。
その他	野焼き禁止の公告を行う。 必要に応じて遮水シート等の敷設により、地下水汚染防止対策を実施する。 管理者等を常駐させ、便乗ごみ排出防止や分別指導等を行う。

7 仮置場の閉鎖

仮置場を閉鎖するに当たり、土壌分析等を行い、土地の安全性を確認し、必要に応じて仮置場の原状回復後、土地管理者に返却する。



出典：巨大災害により発生する災害廃棄物の処理に自治体はどう備えるか～東日本大震災の事例から学ぶもの～（環境省東北地方環境事務所 平成27年3月）

図 3-12 仮置場の閉鎖フロー